

京都大学大学院共通・横断教育実施体制検討委員会要項

平成28年11月8日総長裁定

第1 京都大学における大学院共通教育及び補助金措置期間終了後の博士課程教育リーディングプログラム（以下「プログラム」という。）の実施・運営体制等について審議するため、部局長会議の下に、京都大学大学院共通・横断教育実施体制検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 共通教育担当の副学長（以下「担当副学長」という。）
- (3) 教育担当の理事補（以下「担当理事補」という。）
- (4) 各研究科長
- (5) 研究所長又はセンター長 若干名
- (6) 財務部長
- (7) 教育推進・学生支援部長
- (8) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第5号及び第8号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第5号及び第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3 委員会に議長及び副議長を置く。

2 議長は担当理事をもって充て、副議長は担当副学長をもって充てる。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、委員会の指定する重要事項については、出席委員の4分の3以上の多数で決する。

第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

第6 委員会に、大学院共通教育及び補助金措置期間終了後のプログラムの実施・運営体制等に係る原案を作成するため、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当副学長
- (2) 担当理事補
- (3) 財務部長
- (4) 教育推進・学生支援部長
- (5) その他担当理事が必要と認める者 若干名

- 3 前項第5号の委員は、担当理事が委嘱する。
 - 4 第2項第5号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7 専門委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。
- 第8 委員会に関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。
- 第9 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年11月8日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に委嘱する第2第1項第5号及び第8号の委員の任期は、第2第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。